

秘密保全に関する法制の整備についての意見

1. 国民的議論の必要性について

秘密保全に関する法制については、その法制化の是非そのものから、より広く国民レベルでの議論や理解の浸透が必要であると考えます。すでに政府は、「秘密保全に関する法制の在り方に関する有識者会議」がまとめた報告書（以下「有識者会議報告書」）をもとに、次期通常国会に向けて法案化作業を進める方針を決定していますが、拙速の感が否めません。今後、より幅広い有識者や関係者の参加を得て報告書を取りまとめたり、政府として要綱や大綱を提示したうえで、その都度、国民に広くかつ丁寧に意見を聞くなどのステップを踏んでいくことが必須と考えます。

「有識者会議報告書」や政府の決定には、国民の知る権利や取材の自由等に対する配慮が謳われていますが、慎重な議論が必要であると考えます。

2. 報道機関の懸念について

報道機関として懸念する点を現時点で例示すると、まず第一に、本法制においては、「特別秘密」の選定や解除が行政機関により恣意的に行われ、公開されるべき情報までもが隠匿されるおそれを大いに孕んでいると言わざるを得ません。よって、特に「特別秘密」の指定範囲や保存期間、指定解除の条件など、特別秘密の指定条件に関わる事項の法制化に際しては、国民各層が参加する、よりオープンで慎重な議論が必要であり、特別秘密の指定解除等において恣意的な運用がなされる余地がないことを国民に明示する必要があると考えます。

第二に、取扱者等に対する罰則強化をもって秘密の漏えいを抑止することは、取扱者のみならず広く委縮や過剰反応をもたらし、公開されて然るべき情報まで公開を躊躇することになりかねません。個人情報保護法の施行後、国民の間に法の意図を超えた過剰反応が起こり、社会に有益な情報までも円滑な流通が疎外される事態に至っていることは、本法制度の検討においても範とすべきものです。

加えて、取材行為そのものへの影響についても懸念があります。「有識者会議報告書」では、特別秘密の漏えいの教唆も処罰対象とする一方で、「正当な取材活動は処罰対象とならないことが最高裁の判例上確立しており、取材の自由を不当に制限することにはならない」旨を述べていますが、取材者が「正当な取材活動」との認識で行った行為が処罰の対象になり得るおそれは拭いきれません。

3. むすびにかえて

「有識者会議報告書」には、「ひとたびその運用を誤れば、国民の重要な権利利益を侵害するおそれがないとは言えない(中略)国民においてはその運用を注視していくことが求められる制度である」と記述されております。われわれ民放事業者としては、本制度の整備に当たり拙速な法案化を避け十分な国民的議論を行うべきと考えます。

以 上